

# 企画競争説明書

業務名称：ベトナム国海洋気象観測システム整備計画準備調査

調達管理番号：21a01199

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価(月額上限額)を適用してください。  
(2021年3月3日お知らせ参照)

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年3月10日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国海洋気象観測システム整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年6月 ～ 2022年5月

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

1) 2021年度末（2022年2月頃）

---

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【契約第1課、西山 健太郎、[Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp](mailto:Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp)】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ防災第二チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月19日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月25日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月2日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他(以下に記載の経費)

測量調査及び地盤調査(現地再委託経費)

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨(VND) = 0.00451 円
  - b) US\$ 1 = 103.896 円
  - c) EUR 1 = 125.999 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/海洋気象観測計画/海洋気象予測モデル
- b) 機器運用維持管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年4月21日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 \*
- ⑤ 価格点 \*

\* ④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関



する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

## 1.3 その他留意事項

- (1) 配布・貸与資料  
当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) プロポーザルの報酬  
プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用  
プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- (4) プロポーザルの電子データについて  
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル  
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料  
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：  
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
  - 2) 業務実施契約に係る様式：  
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：気象又は海洋気象に関する各種調査又は業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/海洋気象観測計画/海洋気象予測モデル
- 機器運用維持管理計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/海洋気象観測計画/海洋気象予測モデル）】

- a) 類似業務経験の分野：海洋気象観測又は海洋気象予測モデル
- b) 対象国又は同類似地域：ベトナム 国及びその他 全途上国 地域
- c) 語学能力：英語

- d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 機器運用維持管理計画】
- a) 類似業務経験の分野：気象又は海洋気象観測機器
  - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
  - c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

### **3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(30)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(60)</b>	
	<b>(40)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者/海洋気象観測計画/海洋気象予測モデル	(40)	(16)
ア) 類似業務の経験	16	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	3
オ) その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(16)
ア) 類似業務の経験	—	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 機器運用維持管理計画</b>	<b>(20)</b>	
ア) 類似業務の経験	12	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ベトナム国海洋気象観測システム整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム国」という。）は3,444kmに渡る長い海岸線を有し、全人口の10%（約960万人）が、高潮や高波の影響を受けやすい海岸沿いの標高1m以下の土地に居住している。ドイツ環境NGOのGerman Watch発表のGlobal Climate Risk Index 2020によれば、ベトナム国は1999年から2018年に極端な気候による被害（死亡者数及び経済被害等）を最も受けた国の6位に位置しており、世界でも自然災害及び気候変動の影響に脆弱な国の一つである。南部のホーチミン市では、高潮（台風・低気圧の接近時の高い潮位）や高波（強い風による高い波）等に起因する大規模浸水、中部地域では海岸浸食、メコンデルタ地域では塩水遡上に伴う飲料水・農業用水の不足等、海洋気象や海水面の変化に起因する被害が発生し、今後、気候変動の影響による被害の深刻化も懸念される。

このような状況下、ベトナム国は防潮水門や護岸工事等の構造物対策を実施しているが、気候変動により影響悪化が懸念される地域の構造物設計には、潮位や波浪等の客観的で信頼性が高く、高頻度で継続的に得られた海洋気象データが必要となる。これらのデータは、沿岸地域の人々や資産を高潮、高波、浸水から守り適切に避難させる為にも必要となる。

海洋気象観測は天然資源環境省国家水文気象局が所管し、ベトナム国の他機関も同局発信の海洋気象情報に依存している。同局は、全国21地点で潮位を観測しているが、半数以上の地点でスケールを用いた6時間毎の目視観測を行うに留まり、高潮の状況を適時的確に把握できていない。波浪観測においても、波高のみの目視観測に留まり、浸水や海岸浸食対策に必要な波の周期や向きの情報は観測できていない。また、これらデータは6時間毎に水文気象局本局に電話やメールで通報されているが、リアルタイムで利用できる環境にない。

海洋気象観測システム整備計画準備調査（以下「本業務」という。）は、ベトナム国政府関係者との協議及び現地調査を通じ、ベトナム国における海洋気象業務を改善する計画（以下「本事業」という）の実施の必要性と妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) 事業の目的

ベトナム国沿岸部において波浪及び潮位観測機材を整備することにより、海洋気象観測の高度化及びデータの利活用促進を図り、もってベトナム国の災害対応能力向上に寄与するもの。

## (2) 事業内容

- ① 施設、機材等の内容：【機材】レーダー式沿岸波浪計（以下、レーダー波浪計）10台、検潮儀10台、及びデータ処理装置・システム一式を想定。整備台数は本業務を通し確定する。
- ② コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：実施設計、入札補助、調達監理、整備機材の原理や取得情報の内容、整備機材の運用・データ品質管理・維持管理、レーダー波浪計のチューニングなど、整備機材の観測情報を即時に伝達し、効果的に活用するために必要なOJTを含む研修（詳細は協力準備調査にて確認）
- ③ 調達・施工方法：本業務にて確認
- ④ 対象地域（サイト）：ベトナム国沿岸で既存の検潮・波浪観測所がある地域から設置サイトを選定することを原則とする
- ⑤ 関係省庁・機関

実施機関：天然資源環境省 (Ministry of Natural Resource and Environment)、国家水文気象局 (Vietnam Meteorological and Hydrological Administration)（以下「気象局」という）

関係機関：農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development) など海洋気象情報を利用する機関（本業務により確認）

- ⑥ プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

無償資金協力「気候変動による自然災害対応能力向上計画」（2010年6月交換公文署名）では、ベトナム北部において、雨量観測や洪水の早期予警報にかかる2台の気象レーダーの整備を行い、続く技術協力プロジェクト「気象予測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト」（2018年5月～2021年12月）では、陸域の気象観測データ解析及び品質管理能力の向上、大雨・台風の監視・予報能力向上等を目的に協力を実施中。

有償資金協力「ベンチェ水管理事業」（2017年7月L/A調印）では、メコンデルタ地域の塩水遡上制御施設整備を実施中。本事業を通じ、正確で連続的な潮位・波浪データの取得が可能となり、より適切な塩水遡上のモニタリングや水門管理に資することとなる。

## 第4条 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。



## 第5条 業務の範囲

本業務は、ベトナム国政府から要請のあった「海洋気象観測システム整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、現地調査については、JICAがベトナム国側と合意する協議議事録も踏まえて実施するものとする。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1回目）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（2回目）、の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員が参加し進めることを想定している。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分にJICAと協議する。

特に、以下の2つの段階においては、JICA等の日本側関係者が出席する会議に参加し、主要な方針及び内容を整理する。

#### ① 現地調査（1回目）帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### ② 現地調査（2回目）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

### (3) 事業範囲

ベトナム国海洋気象観測システム整備計画（以下、本事業）はベトナム国沿岸部において波浪と潮位に関する自動観測ネットワークを整備し、観測データ収集を迅速かつ連続的に行える体制を構築することで、ベトナム国における海洋気象観測の高度化及び観測データの利活用による海洋気象業務の促進を図るものである。観測システムだけでなく、データの伝送方法の及びデータ受信側での処理システムの整備までも含む。なお、得られる観測データは以下のような活用・目的を想定しており、これら及び追加項目も含めベトナム国側と協議し、それらの活用や目的を念頭に置いた上で、各種計画を検討する。

- ① 波浪のリアルタイム情報・予報情報の提供：波浪の実況をリアルタイムで提供するとともに、それをもとにしてベトナム気象局にて作成された予報情報を提供する。これらは漁業、船舶運航、港湾業務等に利用される。
- ② 波浪データのアーカイブと提供：沿岸の構造物設計や、船体の設計等に用いられる。
- ③ 潮位のリアルタイム情報・予測情報の提供：潮位の実況をリアルタイムで提供するとともに、それをもとにして予報情報（潮位予報・高潮予報）を作成し提供する。これらは海岸・河川構造物等のオペレーション、河川の洪水予測システムに活用。高潮予測に関しては、警報、船や港湾のオペレーションなど沿岸における対応等に用いられる。
- ④ 潮位のデータアーカイブと提供：気象局における天文潮位モデルや高潮予測モデルの精度向上に用いるとともに、海岸の各種構造物、潮位が影響する河川構造物の設計、海岸の状況や気候変動影響検討などの基礎的な情報となる。

なお、本事業により収集されるデータの有効な活用手段について提案がある場合は、その内容や追加すべき協議先等についてプロポーザルに記載すること。

#### (4) 機材の仕様

- ① 必要な観測精度と堅牢性（塩害を含む）を有し、維持管理が容易であることを原則とする。
- ② レーダー波浪計及び検潮儀は電源、データのバックアップ機能を備えるものとする。データのアーカイブ、及びデータ運用計画をソフトコンポーネントで対応するかは本業務で検討する。
- ③ その他、仕様上配慮すべき事項は、現地調査(1回目)に検討する。

#### (5) 観測機材設置地域

- ① 機材の設置サイトは既存の海洋気象観測所のある市町村などの地域から選定することを原則とする。
- ② 日本人技術者が現地踏査、建設のため滞在できることを原則とする。

#### (6) 検潮儀設置サイト

- ① 検潮儀設置サイトは次の視点を含め総合的に判断する。
  - ・ 想定される潮位データ活用(潮位実況のリアルタイム提供及び潮位・高潮予報情報提供)に対し裨益者数や経済的な観点で重要度の高い地域か
  - ・ 地理条件的に正確な潮位データを得られやすいか
  - ・ データ通信手段の確保が容易か
  - ・ 電源の利用環境は整っているか、未整備の場合設置が可能か
- ② 潮位の影響を受ける地域での洪水予測や、メコンデルタ地域における塩水

遡上のモニタリング、水門管理に資するサイトがあればこれを重要度の高い地域とし設置を検討する。

- ③ 運用開始後の維持管理が容易になるような設計、仕様とする。検潮儀設置のための簡易な土木工事を必要とする場合は、これを対象に含める。
- ④ 機材に付随しない、観測員のための建屋建設は含めず、新規更新が必要な場合の建設費はベトナム国側の負担とする。
- ⑤ 本業務を通じて既存の検潮儀一式の仕様と現状を確認し、整備機材と合わせた運用・維持管理上の留意事項を検討する。
- ⑥ 既存の施設・機材を用いてテレメーター化だけを行う可能性もある。

#### (7) レーダー波浪計設置サイト

- ① レーダー波浪計の設置サイトは、レーダー電波の海面への照射角度と周辺の見通しに適していることを必要条件として既存観測所敷地内で選定し、適切な設置高を確保するための工作物(鉄塔等)の設置も検討する。必要な設置高さや安全面等を考慮し既存観測所敷地内での設置が困難な場合は、既存観測所敷地外への設置を検討する。
- ② レーダー波浪計設置サイトは次の視点を含め総合的に判断する。
  - ・ 想定される波浪データ活用(漁業、船舶運航、港湾業務へのリアルタイム提供、周辺住民への予報情報提供、アーカイブデータの構造物設計等)に対し裨益者数や経済的な観点で重要度の高い地域か
  - ・ 地理的にレーダー照射海域は観測に適しているか
  - ・ 電源の利用環境は整っているか、未整備の場合整備が可能か
  - ・ データ通信手段の確保が容易か、無線によるデータ通信を行う場合はその周波数使用許可申請が可能か
  - ・ 既存観測所の敷地外に設置を検討する場合、用地取得やメンテナンス時のアクセス、立ち入り許可等が容易か

#### (8) 既存のデータ運用システム

気象局では世銀の支援により、気象分野におけるデータ運用の機材が整備され運用されている。本事業で整備する機材から得られるデータについては、運用する職員の人員配置や現在の運用能力も考慮し、これら既存のシステムとの間のデータ連携や活用およびそれによる既存人員やシステムの有効活用も検討する。

#### (9) 整備機材の運用・活用

- ① 気象局の関連技術の現状を確認の上、本事業を通じて整備される機材の原理や取得情報の内容等にかかる研修、整備機材の運用・データ品質管理・維持管理にかかる研修、波浪レーダーのチューニング、観測データの利用に関する研修、本事業で整備する内容、ソフトコンポーネントで対応する内容、別途技術協力などによる支援の必要性がある内容にそれぞれ整理する。
- ② 本事業を通じて整備される機材から得られる観測データが気象業務以外

のベトナム国内の関連業務においてどのような活用が想定されるか確認する。

(10) 観測データ・情報の外部提供とそれに必要なシステムの機能

- ① 本事業を通じて取得可能となった海洋気象観測データが国際的に提供できるか、或いはどの範囲に限定して提供可能かを確認する。データ・情報の提供にあたっては、受け手が適切なタイミングで容易に入手できるよう工夫する必要がある。本事業で含める範囲については、現地調査(1回目)で確認する。
- ② 本業務では観測データ・情報の外部提供を前提に、それら業務が容易となるよう提供システムを設計することを検討することとし、ウェブコンテンツとしての一般公開、地方の気象観測所等での閲覧、防災関係機関での活用を考慮したデータのアーカイブ化等の必要性も踏まえ、気象局本局へのデータサーバーの補強や設置等を検討する。

(11) 機材整備後の定常業務・メンテナンスの運用体制

機材の管理、データの品質管理、データ運用に必要な体制、人員、技術要件について検討する。気象局の人員配置の現状及び将来計画について確認を行う。あわせて本事業で整備する機材の管理、データの品質管理、データ運用に必要な体制、人員、技術要件、運用に係る経費について検討し、気象局に提言する。

(12) 機材整備後の維持管理に係る留意事項

- ① 整備機材の運用に係る通信費・電気代、維持管理費(定期点検、スペアパーツ等)について明らかにし、それらを先方が負担可能か確認する。
- ② レーダー波浪計については設置企業との保守管理契約を前提とした中長期的な維持管理が可能か確認し、契約に向けた実施機関側の対応を協議する。

(13) 機材整備に係る必要な手続き、承認、免税措置に係る留意事項

- ① ベトナム国においては2020年に新ODA法が施行され、この法令に則り事業を進めるうえでの懸念、注意事項を確認する必要がある。機材の輸出入の承認待ちに起因する工程の遅れが生じないように、本業務を通じて整備機材の輸出入に係る手続き及び法人を含む免税適用に必要な手続きとそれぞれの承認までの期間を確認する。あわせて整備機材の設置についてベトナム側の承認プロセスを確認する。それぞれの確認に際し不明な点があればJICAに対応を確認する。
- ② 本事業のベトナム側の予算登録プロセスを確認する。

(14) 用地取得、建設許可に係る留意事項

- ① レーダー波浪計を既存観測所の敷地外に整備することを検討する場合、土地所有権の確認の上、用地取得が必要な場合は用地情報、必要な取得手続き及び関連法規、所要期間等について確認する。

- ② ベトナム国の建設許可は建設物の高さによって枠組みが異なり、本業務で整備する機材にはどのような建設許可が必要なのか、また、承認までの期間について確認する。

(15) 必要な許認可取得等、先方負担事項の支援

レーダー波浪計及び無線伝送に使用する電波の周波数の利用許可について、許認可申請に必要な情報を気象局に提供し、気象局が許可を取得できるように支援する。本事業の環境社会配慮カテゴリはCであり、環境影響評価調査は必要ない見込みであるが、本事業の実施にあたって必要となる許認可を確認し、気象局が許可を取得できるよう支援する。

対象サイトへの立ち入り許可取得や、免税措置等について、手続きや手続きスケジュール等について、円滑に気象局が手続きを進められるよう情報収集を行い、支援する。

(16) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などと連携し十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所並びに団員内で常時連絡が取れる体制とし、特に地方において活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。

また、コロナ禍における現地調査実施に際してはベトナム側の規則・行動規範を遵守し感染対策を十分に行う。

(17) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ベトナム国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からベトナム国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したベトナム国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりベトナム国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてベトナム国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

(18) ジェンダー視点に立った取り組み

コンサルティング・サービスの技術指導時や各種研修における女性職員の参加を勧奨する。

(19) 類似案件の知見・教訓の活用

他ドナーや近隣諸国における類似案件がある場合は、それらの案件から得られた知見・教訓を本業務に反映するとともに、案件内容及びコスト等

を調査し比較の上、適正な規模を設定する。現時点で想定される知見・教訓及び本件への活用例についてはプロポーザルで提案すること。

類似案件等の知見・教訓を踏まえ、サイト条件調査や施工・据付時の検討を十分に行い積算に反映させることにより応札者の工事リスクを軽減するよう努める。

## 第7条 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- ① ベトナム国家開発計画及び気象関連開発計画における本事業の位置づけ、本事業の意義を再度確認する。
- ② ベトナムの社会経済状況の調査を行う。
- ③ ベトナムおよびその周辺地域の自然環境条件の調査を行う。
- ④ ベトナム国で発生している波浪、高潮に関連する災害（海難、沿岸構造物被害、高潮災害、洪水など）の調査を行う。
- ⑤ 海洋気象観測・予報における国際機関や他国からの協力の状況について、最新状況を把握する。また、本事業との重複や齟齬がないことを確認する。
- ⑥ 波浪、高潮の現況、予報、アーカイブデータの利用ポテンシャル、利用機関等の調査を行う。
- ⑦ 海難救助など、海洋気象情報を活用している機関の枠組みや情報共有体制を確認する。

### (4) 現行観測状況調査、既存データ（海洋気象状況）、予報等の状況調査

国家水文気象局の海洋気象に関する現行の観測体制、機器、観測方法、観測所から本局への情報伝達方法や間隔・頻度、データ利用方法、保管方法などを確認する。

### (5) 潮位・波浪・高潮予報業務調査

気象局が使用している波浪モデル、高潮モデル、天文潮位モデルの詳細（ソフトウェア、入力情報、運用人材、運用頻度など）とその精度、活用方法、将来の向上計画について確認する。

(6) 観測情報・予報情報伝達状況調査

海洋気象の現況の通報、予報で使用している情報（日本の気象庁やWMOのネットワークから得られる情報を含む）、情報提供の頻度、情報提供方法などについて確認する。

(7) サイト調査

- ① 候補サイト近辺の地形図及び海図を入手する。
- ② 地形図及び海洋側の状況・特徴を勘案し、機材設置の候補となりうる地域、候補とすべき地域を理由とともにリストアップする。
- ③ 気象局とレーダー波浪計設置及び検潮儀設置サイトについて協議を行う。協議では、候補サイトの重要性などの候補となった背景・理由や、既存観測所敷地の活用可否、レーダー観測に障害を及ぼす可能性のある建物（将来の建設計画も含む）・自然物の有無、設置可能箇所と観測範囲、電力供給方法及び電源の有無及び質、通信手段、落雷の危険性、台風・高潮・高波リスク等の留意事項について確認する。
- ④ 現地調査においては、上記留意事項についてサイトでの確認作業を行う。また概略設計に影響を与える自然条件（気象、地形、潮汐等）を確認し、地形測量、地盤調査等の必要な調査を行う。測量・地盤調査については現地再委託先の調査内容を適切に管理し、調査結果を検証した上でサイト条件を報告書に記載する。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。必要に応じ衛星画像の購入も認める。

(8) 通信環境調査

- ① 取得する海洋気象データを国家水文気象局に転送する通信手段・環境に関し、現況及び今後の開発計画（民間企業動向含む）に関する調査を行う。
- ② 必要に応じてバックアップとしての代替通信手段等のリダンダンシーを確保するための方策を計画する。
- ③ 通信費用の確認を行う。
- ④ 通信手段を新たに確保する必要がある場合、設置が必要な機材、その費用及び必要許認可について確認する。

(9) データ運用・ネットワーク計画調査

気象局において、気象情報も含めた観測データ受信の環境と資機材、情報ネットワークのシステム、アーカイブデータの運用・保管方法等を確認する。また、表示端末及びサーバーや中間サーバー等を含めたデータ受信・

運用側のネットワーク及びシステムを計画し、これらの関連機器の設置場所の確認を行う。

(10) 運営・維持管理体制調査

- ① 気象局の運営にかかる実施能力（予算、人員、組織体制、技術レベル、施設、機材等）を確認する。
- ② 主要な既存施設・機材について、気象局による運営・維持管理の状況を調査し、問題点がないか確認する。

(11) 電力事情調査

- ① 機材設置場所の電力事情の調査を行い、電力供給に係る問題の有無を確認する。
- ② 特にレーダー波浪計サイト候補地については、電源品質アナライザー等により、電圧・周波数（また必要に応じて位相）の測定を一定期間行い、問題が見られる場合には対策を検討し、電力供給計画に反映する。
- ③ 上記調査結果を踏まえて、電力供給計画を立案する。その際、非常用発電機による電力供給の検討も行うが、電源切替時の電圧変動により機材が故障しないよう必要な対策を検討する。

(12) 施設、設備、機材計画調査

- ① 設置個所に適した施設、設備、機材を検討する。塩害及び高温・高湿度には十分の対策を施す。
- ② 建屋建設や機材設置にあたって参考となる基準・情報の収集を行い、計画に反映させる。
- ③ 避雷針や避雷器など十分な落雷対策を検討する。
- ④ 機材を設置する鉄塔及び機材が台風、津波、地震により被害を受ける可能性を考慮し、過去の台風の発生状況等を確認した上で必要に応じて対策を検討し、設計に反映させる。
- ⑤ 上記結果及び(11)電力事情調査の結果を踏まえ、本事業による施設建設、資機材の調達と改善の必要性及び妥当性を検討した上で、施設、設備、機材の計画を策定する。

(13) 施工計画調査

- ① 雨季及びサイクロンを考慮した施工計画を作成する。
- ② 現地の労務状況、労務関連法規等の労働関連基準や状況を確認し、施工計画に反映させる。
- ③ 現地の施工基準等、施設建設関連の基準、状況を確認し、施工計画に反映させる。
- ④ JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）を踏まえた施工計画を策定する。
- ⑤ ベトナム国における施工業者の施工能力、技術力について調査し、それらを考慮した施工計画を策定する。



#### (14) 許認可調査

周波数帯の利用許可、対象サイトへの立ち入り許可、用地取得、輸入・免税措置等の許認可や各種手続きに係る法令や規則の詳細を確認し、本事業実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

環境影響評価の必要性の有無について確認する。

#### (15) 調達事情調査

- ① 設置機材及び施設建設のための資機材や建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、現地代理店の有無、調達方法、調達価格、搬入ルート及び手段等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達、施工計画を策定する。
- ② スペアパーツや消耗品類の入手方法についても調査し、容易に入手可能な資材を使用するなど、現地で維持管理が容易な調達方法を調査し、機材計画に反映する。レーダー等現地での維持管理が困難な機材については設置企業との保守管理契約を前提とした中長期的な維持管理が可能か確認する。

#### (16) 気候変動対策(適応策)への貢献

JICA Climate Fit を用いて、本事業対象地域における気候変動影響に係るリスク評価と特定されたリスクが本事業によって緩和される可能性の検討を行う。

#### (17) プロジェクト内容の計画策定

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同補完編（2017年7月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認する。

##### ① 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### ② 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画される事業内容の基本計画を検討する。

##### ③ 概略設計図の策定

##### ④ 施工計画

- ア. 施工方針
- イ. 施工上の留意事項
- ウ. 施工区分（先方負担工事との区分）
- エ. 施工監理計画
- オ. 品質管理計画
- カ. 資機材等調達計画
- キ. 実施工程

⑤ 機材調達計画

- ア. 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- イ. 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ウ. 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- エ. 配置場所
- オ. 機材の輸送経路、通関手続き、保険

(18) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について検討し、必要と判断された場合、その内容をソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照し、検討する。また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本事業により整備される機材をより効果的・効率的に活用するための支援内容を検討する。

(19) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本事業ではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計時にさらに精査・更新されていくものとある。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートのやり方について事務所と確認する。また調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(20) 運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

本事業で整備される施設及び機材を適切に運用するために必要な気象局の体制を検討する。また、施設及び機材の運営並びに維持管理の計画を策定し、設置当初及び運用開始後に経常的に必要となる要員と費用を積算する。また、機器の定期点検、修理等の維持管理に関するレーダー波浪計や検潮儀製作会社との間の契約について気象局に提案するための資料を作成する。

(21) プロジェクトの概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。機材については入札に対応できる精度を確保する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照する。

② 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

③ 予備的経費

本事業に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、サイクロン等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

(22) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なおプロジェクトの効果の検討にあたっては、気候変動対策(適用策)への貢献についても併せて検討する。

(23) 外務省提出用資料の作成支援

上記(17)～(22)をとりまとめ、2021年10月上旬を目途に国債案件登録用資料、2021年12月上旬の最終化を目途に案件計画調書②の作成に協力する。

(24) 安全対策

「第6条 実施方針及び留意事項(17) 施工時の工事安全対策に関する検討」に記載のとおり、無償資金協力実施時に必要な安全対策について検討する。

(25) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(26) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(27) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(28) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をベトナム国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について

て十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(29) 準備調査報告書等の作成

ベトナム国政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書
- ⑤ デジタル画像集
- ⑥ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 業務計画書                                | : 和文5部   |
| (2) インセプション・レポート                         | : 和文5部<br>: 英文15部  |
| (3) 現地調査結果概要                             | : 和文5部   |
| (4) 準備調査報告書（案）                           | : 和文5部<br>: 英文15部  |
| (5) 機材仕様書（案）                             | : 和文2部<br>: 英文15部  |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書                       | : 和文2部   |
| (7) 概要資料<br>(※完成予想図を含む。)                 | : 和文1部及びCD-R 1枚  |
| (8) 準備調査報告書<br>(※完成予想図を含む。)              | : 和文（製本版）5部及びCD-R 1枚<br>: 英文（製本版）20部及びCD-R3枚<br>: 和文（簡易製本版）5部及びCD-R 1枚 |
| (9) 機材仕様書                                | : 和文2部<br>: 英文15部  |
| (10) デジタル画像集                             | : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）   |
| (11) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 英文 3 部及びCD-R 1 枚   |

注1) (1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6)概略事業費（無償）積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」、同「補完編（建築分野）（2017年7月）」及び同「機材編」（2017年7月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」に準拠することとする。

注3) (8)準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語文（英文）報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年6月上旬より国内事前準備を開始し、2021年7月下旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2022年2月中旬には準備調査報告書（案）説明、2022年3月中旬までに概要資料を、2022年5月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期												
	2021年 6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	
留意事項		ベトナムにおける台風シーズン							テ ト				
(概略設計調査)													
事前準備	■												
現地調査(OD)		■											
国内解析				■									
概略設計ドラフト説明(DOD)								■					
国内整理									■				
概略設計概要資料提出										△			
最終報告書提出												▲	

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

16M/M(現地：9M/M、国内 7M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/海洋気象観測計画/海洋気象予測モデル（2号）
- ② 機器運用維持管理計画（3号）
- ③ 通信機器計画/機材計画
- ④ ITインフラ・ネットワーク運用計画
- ⑤ 施設計画/自然条件調査

⑥ 調達計画/積算

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 測量
- 地盤調査

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

なし

2) 公開資料

- ベトナム向け有償資金協力「ベンチェ水管理事業」ODA 見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/VN17-P2/index.html>
- ベトナム向け技術協力「気象予測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト」事業事前評価表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\\_1100212\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1100212_1_s.pdf)
- サモア独立国向け無償資金協力「気象観測・災害対策向上計画」ODA 見える化サイト <https://www.jica.go.jp/oda/project/0961940/index.html>
- モンゴル向け無償資金協力「気象情報ネットワーク改善計画」ODA 見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0302600/index.html>

(5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

特になし。

(6) その他留意事項

特になし。

以上